

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日が當日とある場合)

届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

理事 佐々木 泉	変更前 倉吉市汗干一一八
	変更後 " 大河内一一八

鳥取県告示第千百七十八号

日野郡日南町萩原三七一稻積入会林野整備組合組合長西村久から申請のあつた稻積入会林野整備計画については、昭和五十七年十月二十二日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第千百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の

- 一 稲積入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する書類
- 三 稲積入会林野整備計画書の写し
- 四 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月一日から三十六日間

三

鳥取県農林水産部林務課及び日南町役場
縦覧に供する場所

四

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字用瀬字杉本岩鼻一〇五一の一、一〇五一の三、字杉本一〇五二の一から一〇五二の一まで、字丸山一〇五三の一から一〇五三の九まで、字ユヅノ木谷一〇五三の九まで、一〇五三の一二から一〇五三の二〇まで、一〇五七、字馬洗場一〇五六、一〇五八、一〇五九の一、一〇五九の二、字城山一〇六〇、字水ノ手一〇六一の二から一〇六一の三まで、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三、字瀧ヶ谷一〇六四の一から一〇六四の三まで、字乙ヶ谷一〇六五の二、字持松一〇六八の一から一〇六八の三まで、一〇七一の一、一〇七一の二、持松一〇六八の一から一〇六八の三まで、一〇七一の一、一〇七一の二、の二六まで

二 指定の目的 公衆の保健

三 指定施業要件 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉本岩鼻一〇五一の一、一〇五一の三、字杉本一〇五二の一から一〇五二の一まで、字丸山一〇五三の一から一〇五三の九まで、一〇五三の一二から一〇五三の二〇まで、一〇五四、字ユヅノ木谷一〇五六の一から一〇五六の三まで、一〇五七、字馬洗場一〇五六、一〇五九の一、一〇五九の二、字城山一〇六〇、字水ノ手一〇六一の二から一〇六一の三まで、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三、字瀧ヶ谷一〇六四の一から一〇六四の三まで、字乙ヶ谷一〇六五の一から一〇六五の三まで、字中坂奥一〇六六の一、一〇六六の二、字持松一〇六八の一から一〇六八の三まで、一〇七一の一、一〇七一の二、一〇七三、字土屋林一〇七七の一から一〇七七の二まで、字虎ノ尾一〇七六の一から一〇七六の三まで、字頭巾山一〇八〇、一〇八一、字黄蓮谷一〇八三の一から一〇八三の二まで、字大ヒラ一〇八二、字黄蓮谷一〇八三の一から一〇八三の六まで、字目骸谷一〇五の一から一〇五の六まで、一〇五の二、字瀧谷口一〇六の一から一〇六の五まで、一〇六の一三、字鎌磨場一〇七

- 二 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所
西伯郡大山町赤松字机一六六一、字中曾根一六八八、字池ノ奥一六九九、一七〇〇の一、一七〇〇の二、一七〇〇の五七、一七〇〇の六五、一七〇〇の八五、一七〇〇の八六、一七〇〇の八八、一七〇〇の九〇

二 指定の目的

- 一 公衆の保健
- 二 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西伯郡大山町赤松字池ノ奥一七〇〇の五七、一七〇〇の八八

(二) 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百八十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番登録号	者生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所称の名称	事業所所在地
三十五	田栗久米藏	東伯郡三朝町大字柿谷一、二	穂の採取及び成苗以外の苗木	田栗久米藏	東伯郡三朝町大字柿谷
八七	大字柿谷一、二	東伯郡三朝町大字柿谷	穂の採取及び成苗以外の苗木	田栗久米藏	東伯郡三朝町大字柿谷

鳥取県告示第千百八十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十七年十二月一日から施行する。

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の鳥取市農業協同組合の項中 「美保支所」を「鳥

取美保支所

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

昭和五十八年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項によつて実施する。

昭和五十七年十一月三十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福 之 助

昭和五十八年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

一 募集生徒数

水産学科 海洋科 約十人
機関科 約十人

二 出願資格

1 昭和五十八年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みの者

三 出願期間

昭和五十七年十二月三日（金）から同月十三日（月）十二時までとする。なお、郵送による場合は、昭和五十七年十二月十一日（土）までの消印のあるものは、有効とする。

四 出願手続

- 1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校（以下「境水産高等学校」という。）に提出しなければならない。
(1) 入学志願書（境水産高等学校から交付を受けたもの）に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの
- (2) 出身水産高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様する。）、卒業（見込）証明書及び学力を認定するに足る書類
- 2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日等

5 昭和57年11月30日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第5413号

- 1 期日 昭和五十七年十二月十七日（金）九時から十五時まで
- 2 場所 境港市中野町二〇〇〇番地 境水産高等学校
- 3 学力検査の科目
- 海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学
　　機関科 機関(一)、機関(二)、熟務一般、英語及び数学
- 4 入学者の選抜方法
- 入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。
- 5 合格者の発表
- 昭和五十七年十二月二十日（月）十二時とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知すること。
- 6 注意事項
- 1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
　　2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。
- 7 参考事項
- 1 専攻科の教育課程は、航海又は機関に関する事項を精深な程度において履修させる。
　　2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期（四月から八月まで）及び第二学期（九月から翌年三月まで）の二期とする。
　　3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。